

【報告の内容】 指定介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止

- ・申請者 : 令和マナ合同会社
- ・事業所 : なべさん家のさくら
(千葉県富津市相野谷 576 番地 3)
- ・事業等の種類 : 通所型サービス
- ・廃止理由 : 人員確保及び経営が困難であることから総合事業を廃止するもの。
- ・廃止年月日 : 令和6年7月26日

【報告の説明】

「指定介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止」については、富津市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則第12条に規定されています。

本報告案件は、令和6年6月24日付けで当該指定事業者から上記廃止理由により指定の廃止の申請があり、当該申請を受理した旨を報告するものです。

【資料の説明】

資料の77ページは、事業者から提出のあった申請書です。

※通所型サービスとは

通所型サービスとは、介護保険によるサービスを利用しようとする対象者が、自らが普段生活している場所とは違うところを訪れ、何らかのサービスを受ける形態のことの総称です。

総合事業の通所型サービスは、介護予防を目的とし、デイサービスセンター等の施設で、入浴、排泄、食事等の介護、日常生活上の支援や機能訓練、レクリエーション等を日帰りで利用できるサービスです。

第5号様式（第12条関係）



介護予防・日常生活支援総合事業指定事業廃止・休止・再開届出書

令和6年6月24日

富津市長

様

所在地 不更津市港南台1-8-15
申請者 名称 令和マテ合同会社

指定事業を廃止・休止・再開しますので、次のとおり届け出ます。

	介護保険事業者番号	1273101178
廃止・休止・再開する事業所	名称	なべさん家のまはら
	所在地	富津市相野谷576-3
サービスの種類	日常生活支援総合事業	
廃止・休止・再開の別	☒ 廃止 ☐ 休止 ☐ 再開	
廃止・休止・再開した年月日	令和6年7月26日	
休止・廃止した理由	人員確保が困難な為 経営が困難な為	
現にサービス又は支援を受けていた者に対する処置（休止・廃止した場合のみ）	現 御利用者様については、他事業所へ引き継ぐ。 ケアマネージャー様も探しているところで。	
休止予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日	

備考 事業の再開に係る届出にあつては、施行規則に定める当該事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態に関する書類を添付してください。